

報 告 書

平成 22 年 9 月 7 日
政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第9号」について本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

平成22年9月7日

政府調達苦情検討委員会委員長

田 中 康 久

(別紙)

検委事第9号

報告書

東京都港区赤坂1丁目14番14号

苦情申立人 スカパーJ S A T株式会社

代表者 代表取締役執行役員社長 秋 山 政 徳

代理人 弁護士 広 瀬 卓 生

加 畑 直 之

赤 川 圭

岡 知 敬

手 塚 崇 史

代理人 大 沢 響

佐 藤 英 治

小 山 公 貴

篠 塚 重 隆

新 本 朋 斉

前 田 吉 徳

東京都千代田区大手町1丁目3番4号

関係調達機関 気 象 庁

代表者

支出負担行為担当官

総務部長 岸 本 邦 夫

代理人 弁護士 野 本 修

	森		倫	洋
	浅	野	裕	紀
	木	村	寛	則
代理人	後	藤	浩	平
	佐	々 木	幸	博
	市	川	和	博
	定	村		努
	春	名	史	久

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

参加者 三菱UFJリース株式会社

代表者	代表取締役	村	田	隆	一
代理人	弁護士	森	脇	啓	太
		櫻	井	拓	之
代理人		星		二	郎
		大	内	智	之
		菊	池	愛	美

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った本件「静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）」の調達（以下「本件調達」という。）に係る入札手続について、入札条件を変えずに再度入札を行うよう求める旨の是正案を、関係調達機関に提案されるよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）の却下を求める。

第2 事案の概要

1 関係調達機関は、平成26年度に静止気象衛星「ひまわり8号」を、平成28年度に同「ひまわり9号」をそれぞれ打ち上げることを予定しているが、この衛星の製造と一体をなす地上における施設・設備の整備や衛星の運用業務について調達を実施することとした。なお、本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第6条に基づき選定された事業（以下「PFI事業」という。）である。

2 関係調達機関は、平成22年1月29日、本事業の入札公告を行い、本事業に係る入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）を公表した。

本件入札説明書のうち、本件申立てに関係する主な部分は以下のとおりである。

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討のうえ、認めた場合はこの限りではない。

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

- ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに、4.に掲げる資格を失った者、又は、開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- 3 平成22年3月1日、苦情申立人は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。）等を構成員とするグループとして、関係調達機関に対し、第一次審査資料を提出した。

- 4 平成22年5月10日、苦情申立人を代表企業とするグループは、関係調達機関に対し、入札書及び第二次審査資料を提出した。
- 5 平成22年6月22日、NTTデータの社員が特許庁職員に対する贈賄容疑で逮捕された。
- 6 関係調達機関は、平成22年7月6日、「気象庁所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づき、NTTデータに対して指名停止措置(1ヶ月間)を行った。
- 7 上記措置の適用を受け、平成22年7月6日、関係調達機関は、グループ構成員である苦情申立人に対して、入札参加資格喪失を通知した。
- 8 平成22年7月8日、関係調達機関は開札を行い、参加者を落札者とした。
- 9 平成22年7月14日、逮捕されたNTTデータの従業員が東京地方検察庁により起訴された。
- 10 平成22年7月16日、苦情申立人は、政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)に対して本件申立てを行った。

第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、大別すると、苦情申立人の主張する本件固有の特殊事情(①苦情申立人は単独での参加資格を失ったわけではないこと、②グループとしての参加資格喪失は、他の構成員に係る苦情申立人とは無関係な不祥事及び軽微な指名停止処分を原因とするものであったこと、③苦情申立人は、本事業分野における国内最大手であり、単独で十分な競争力を有しており、かつ、単独で参加する意思も表示していたこと、④本事業は、長期にわ

たり，かつ，とりわけ公益性の高い事業であること，⑤入札者が二者のみであったこと等）の下で，

- 1 一者入札のまま落札を決定したことについて
- 2 複数者による入札を条件としなかったことについて
- 3 構成員の指名停止による応募グループの入札参加資格喪失について
- 4 構成員の変更を原則認めないという本件入札説明書の参加資格要件について
- 5 構成員の変更等，個別的事情を考慮した運用がなされなかったことについて

であり，これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は，以下のとおりである。

- 1 一者入札のまま落札を決定したことについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 苦情申立人単体としては，参加の意思及び資格を失ったわけではないにもかかわらず，入札手続上，単独又は構成員を変更して入札する機会が与えられなかった。このような事情からすれば，NTTデータを除く苦情申立人グループは実質的に参加資格を失っておらず，実質的に参加の意思を表明している者が二者以上あったのであり，唯一の入札参加者の落札を認めるべきではない。

イ 「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）第7条第3項（a）は，事業に関心を有し，軽微かつ合理的な対応により参加資格を維持できる者を排除せずに入札を実施すべきという趣旨であり，同規定に違反する。

(2) 関係調達機関の主張

- ア 構成員の変更等により第二次審査資料の変更を許容し、苦情申立人グループの入札を認めることは、公告及び本件入札説明書の規定に反するため、苦情申立人は、構成員の変更等により入札機会を与えられるべきではない。また、構成員の変更等により苦情申立人の入札を認めることは、他の入札者との公平性を著しく害することとなるとともに、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第76条の趣旨及び協定第13条第4項（a）に反する。したがって、苦情申立人が競争参加資格を実質的に有していたということとはできない。
- イ 協定第7条第3項（a）は、関心を有するすべての供給者に入札の機会を与える手続を公開入札と定義する趣旨である。

2 複数者による入札を条件としなかったことについて

（1）苦情申立人の主張

- ア 本件調達には公益性が極めて高く、国民の利益を十分に配慮するため、通常以上に十分な競争性を確保する手続によって契約者を決めることが要求されており、二者以上の入札者の確保が落札条件とされていなかったことは、協定第7条第3項（a）に違反している。
- イ 二者以上の入札者の確保が落札条件とされていなかったこと及びそうした運用がなされなかったことは、協定第16条第1項のいう「調達の効果を減殺するような措置」に当たり、同項に違反している。

なお、後述の関係調達機関の主張2（2）エに対しては、次のとおり主張した。苦情申立人は、同条項の注が内外無差別的な限

定を付していることは認識しているが、本調達機関が十分な競争性を確保しなかったことは、本件固有の特殊事情を考慮すると同条項の趣旨に反すると考える。

(2) 関係調達機関の主張

ア 協定第7条第3項(a)は、およそ関心を有するすべての供給者に入札の機会を与える趣旨の規定にすぎず、資格審査により競争参加資格のない者を排除した結果、入札者が一者となることを否定する趣旨ではない。結果として、一者入札となったとしても、他の者に対して競争の機会は付与されており、一者入札を排除する必要はない。

イ 本件入札においては、入札に参加を希望するグループが競争相手の存在を知り得ない状況を保って手続を進めており、競争性は確保されていた。

ウ 国の一般競争入札において、二者以上の入札の確保を落札の条件としている例はない。

エ 協定第16条第1項の注によれば、「政府調達における調達の効果を減殺する措置とは、国内産品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと、又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発の奨励又は国際収支の改善のために利用する措置をいう。」とされており、同条の趣旨は、内外無差別待遇を確保する点にある。

3 構成員の指名停止による応募グループの入札参加資格喪失について

(1) 苦情申立人の主張

ア 一部の構成員の指名停止により応募グループ全体の参加

資格を喪失させる本件入札説明書の規定は、入札参加資格を必要以上に限定するものであり、協定第8条（b）及び「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置について」（以下「調達措置」という。）Ⅲ. 2. 4（2）に違反している。加えて、調達措置Ⅲ. 2. 4（5）に違反している。

なお、後述の関係調達機関の主張3（2）ア及び主張4（2）アに対しては、次のとおり主張した。協定第8条（b）は、入札に広く参加を認めるべきとの趣旨を含むものであり、内外無差別待遇に反するおそれのない参加資格要件については適用されないとの解釈はできない。また、関係調達機関のいう「参加資格要件」と「一般競争参加者の参加資格」（資格審査）とは、協定上必ずしも明確な区別はなく、実務上も区別する実益はない。また、協定第8条（b）は、「入札の手続への参加のためのいかなる条件」という広い文言を使用しており、かつ、第二文では「供給者に要求される参加のための条件…及び資格の審査は」と受けているので、「一般競争参加者の参加資格」（資格審査）に適用が限定されていないと解釈できる。以上のことは、調達措置Ⅲ. 2. 4.（2）及び（5）についても同様である。

イ 本事業のような長期の事業の場合に、偶然開札直前にグループの一つの構成員企業の不祥事が生じ、ごく短期の指名停止を受けたことをもって、グループの他の参加企業、特に不祥事に無関係な有力企業の事業参加の機会を失わせしめることは、公益的に考えても合理的なルール（又はその運用）とはいえない。構成員の一にでも指名停止があった場合には参加資格要件を一律に失うと定めていることは、極めて不当である。

(2) 関係調達機関の主張

ア そもそも指名停止措置を受けている期間中の者でないことという参加資格要件は、予決令の範囲内で参加資格を一律に制限するものであり、内外無差別待遇を定めた協定の趣旨に反するおそれがないことから、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ. 2. 4（2）が適用される余地がない。

さらに、協定第8条（b）並びに調達措置Ⅲ. 2. 4（2）及び（5）は、「参加資格要件」に係るものでなく、予決令第72条に基づく「一般競争参加者の資格審査」に係るものであり、これらの規定が適用される余地はない。

イ 本件入札説明書において指名停止措置を受けた者を含むグループの入札参加資格を喪失させることとしていることは、「供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なもの」であり、協定第8条（b）に違反しない。

ウ 贈賄等の反社会的行為により指名停止措置を受けた者を含むグループを排除する参加資格要件を設定することは、公共調達における入札の適正さを確保する観点から、必要不可欠である。

エ 協定第8条（h）は、「（a）から（g）までの規定は、倒産、虚偽の申告等を理由として供給者を排除することを妨げるものではない」と規定しており、同規定からも入札手続の公正性を担保するために必要な参加資格要件を設けることが許容されていると解される。

オ PFI事業においては、コンソーシアムの構成員は、施設整備業務、維持管理業務及び運用業務等においてそれぞれ役割分担をしており、ある構成員が指名停止措置を受け

たのみであっても、全体として契約を履行する能力を疑われる。

カ このような規定は、他のPFI事業においても一般的なものである。

キ いかなる参加資格要件を課すかについては、協定等に反しない限り、基本的には関係調達機関の裁量にゆだねられており、第一次審査資料の提出期限の日から開札までの落札者選定期間において、公共調達における入札の適正さを確保する観点から、指名停止措置を受けた者を含むグループを排除する参加資格要件を設定することは、関係調達機関の裁量の範囲内である。

4 構成員の変更を原則認めないという本件入札説明書の参加資格要件について

(1) 苦情申立人の主張

ア 構成員の変更を原則認めないという参加資格要件は、参加資格を必要以上に限定するものであり、協定第8条(b)及び調達措置Ⅲ.2.4(2)並びに調達措置Ⅲ.2.4(5)に違反している。

イ 本件入札説明書の規定を形式的に適用すれば、第二次審査資料提出後開札までの期間に構成員等が指名停止措置を受けた場合、応募グループは、当該構成員等の変更も不可能であるため、代替手段を採る余地も、個別事情を考慮される余地もないまま、自動的に参加資格を失うことになる。

しかし、第二次審査資料提出後も構成員等の交代の余地を認めることは十分可能であり、指名停止となった構成員以外のグループ構成員の利益、国民の利益や入札手続によ

る政府調達が無差別、透明性、開放性、競争性及び公正さの向上を図る観点からも、これを一切否定する理由はない。特に、本事業のような長期の事業の場合に、不祥事に無関係な有力企業の事業参加の機会を失わせしめることは、公益的に考えても合理的なルール（又は運用）といえない。

(2) 関係調達機関の主張

ア 構成員の変更を認めないとする本件入札説明書の規定は資格審査において検討される競争参加資格を定めた規定ではなく、協定第8条（b）並びに調達措置Ⅲ. 2. 4（2）及び（5）が適用される余地がない。

イ 第二次審査資料に記載されたコンソーシアム全体としての業務遂行能力を判断して総合評価が行われることから、本件入札説明書の規定は、「供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なもの」である。

ウ 構成員の変更等、柔軟な運用を行った場合、入札書及び第二次審査資料の提出期限後に事後的な第二次審査資料の変更が自由に認められることとなり、他の入札参加者への公平性を著しく欠くことになるなど、公益的観点から著しく均衡を欠くこととなるとともに、変更のたびに審査のやり直しが必要となる等、入札手続の円滑な実施を阻害するおそれがある。加えて、協定第13条第4項（a）の規定に反することとなる。

5 構成員の変更等、個別的事情を考慮した運用がなされなかったことについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 苦情申立人グループは、本事業に関して事業内容的・価格的に落札者以上の提案を行っていた可能性は高いにもかかわらず、苦情申立人グループに対して、期間猶予や構成員変更の機会を認めず、入札の機会を与えなかった。こうした関係調達機関による苦情申立人グループの競争参加資格喪失は、裁量権行使の合理的な範囲を逸脱したものであり、参加資格要件の確保に関する制度の運用について、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ.2.4（2）並びに調達措置Ⅲ.2.4（5）に違反する。

イ 入札説明書が法規命令ではなく行政規則としての裁量基準である以上、その内容が事案の特殊性を十分に斟酌したものとなっておらず、その硬直的・機械的適用が不合理な結果をもたらす場合には、個別事情を考慮して、裁量基準に従わないことが必要となる。したがって、本件固有の特殊事情（とりわけ、NTTデータへの軽微な指名停止措置が原因であり、苦情申立人は当該原因に関与していないこと、苦情申立人が単独で大きな競争力を持っており、単独では参加資格を失っていないことなど）にかんがみれば、形式的な本件入札説明書の規定に従って、競争参加資格を喪失させるべきではない。

ウ 指名停止措置要領第2条第3項では、共同企業体は、情状を考慮した上で指名停止期間を定めるとされ、指名停止となった構成員と必ずしも同じ措置にしないことを想定されている。これは、運用面で不均衡を是正することを予定したものというべきである。

（2）関係調達機関の主張

ア 本件調達とは別の手続として指名停止措置要領に従った

手続を経て、7月6日にNTTデータに対する指名停止措置を行っており、関係調達機関が苦情申立人グループの競争参加資格を喪失させるために、開札前において恣意的にNTTデータに対して指名停止措置を行ったものでない。

イ 関係調達機関が構成員の変更を認めた場合、事後的な手続の変更となり、苦情申立人以外の入札参加への公平性を著しく欠くものであるとともに、入札手続の円滑な実施を阻害するおそれがある。また、このような運用は、協定第13条第4項(a)の規定にも反し、許されるものではない。

ウ 指名停止措置要領第2条第3項は、指名停止措置に関する規定であり、入札手続における競争参加資格に関する規定である協定第8条(b)と関連はない。また同規定は、共同企業体及び構成員がともに指名停止措置を受けることを前提にそれぞれに対する指名停止期間を異ならせることとすることを想定しており、当該構成員を含むコンソーシアムに競争参加資格を認めるか否かという問題と異なる。

以上に取り上げた5つの争点のほかにも、苦情申立人は、①関係調達機関からの資格喪失確認通知(平成22年7月6日)に、失格の理由について更なる説明を要請する資格がある旨が明示されていないことについて、②関係調達機関に対し協議を申し入れたものの、関係調達機関より苦情申立書提出日現在まで特段の回答がない状態であることについて、③公益的な影響が重大であることについて、④別途行っている情報開示請求の結果が出るまで本件申立てを却下しないことについて、⑤委員会が関係調達機関に対して関連資料の提出を職権により求める

ことについて、それぞれ主張し苦情を申し立てている。それらに対しては、苦情処理手続を行うこととなった段階において、意味をなさないもの、些細な事象であるもの又は直截的な主張とはいえないものであるため、補足的に捉えるにとどめた。

第4 提出資料

1 苦情申立人

平成22年7月16日付け 政府調達苦情申立書
平成22年8月9日付け 意見書
平成22年8月17日付け 意見陳述会説明資料

2 関係調達機関

平成22年7月22日付け 苦情申立の却下申出書
平成22年7月26日付け 却下申出書の補足提出資料
平成22年7月30日付け 報告書
平成22年7月30日付け 迅速処理の申出書
平成22年8月13日付け 意見陳述書

3 参加者

平成22年8月4日付け 苦情処理手続参加申立書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成22年7月16日付け本件申立てについて、同月27日受理し、同月30日本件申立てを受理した旨公示した。平成22年8月4日、三菱UFJリース株式会社が参加を希望した。

平成22年8月5日委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 平成22年8月5日

第2回 平成22年8月12日

第3回 平成22年8月17日

(苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。)

第4回 平成22年8月31日

第5回 平成22年9月7日

第6 委員会の判断

1 協定及び調達措置の適用について

関係調達機関は、国土交通省の外局である気象庁であり、協定付属書I付表1に該当することから、協定の適用対象となる機関である。また、本件調達は、13万特別引出権（以下「SDR」という。）を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、協定第23条に該当しないことは明らかであるから、協定の適用対象となる。

次に、本件調達に係る入札手続は、調達措置I.にある「10万SDR又はコードの基準額のいずれかの低い方の金額以上の電気通信機器及びサービス」に該当することから、調達措置における苦情処理手続の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

「政府調達に関する苦情の処理手続」5.(1)によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合に

は、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会に苦情を申し立てることができる」とされている。

この点、関係調達機関は、平成22年7月6日より前に本件入札説明書の規定及び個別の説明を通じて、苦情申立人が本件申立ての要因を了知していたと主張する。一方、苦情申立人は、本件申立ての要因となる事実を合理的に知り得たのは、早くとも問題が顕在化した同年7月6日（又は同年7月8日）であると主張する。

苦情申立人が、正式に関係調達機関から入札参加資格の喪失の通知を受けた日は平成22年7月6日であるから、同年7月16日付けでなされた本件申立ては、適法である。

3 一者入札のまま落札を決定したことについて

苦情申立人は、協定第7条第3項（a）は、事業に関心を有し、軽微かつ合理的な対応により参加資格を維持できる者を排除せずに入札を実施すべきという趣旨であるから、実質的に参加の意思を表明している者が二者以上あった本件調達において、一者入札のまま落札決定したことは、同規定に違反すると主張する。

この点、同規定は「公開入札の手続とは、関心を有するすべての供給者が入札を行うことのできる手続をいう」としているものであり、その規定の文言から明らかなように定義規定にすぎず、本件のような場合に、同規定が入札参加資格を維持できる者を排除せずに入札を実施すること、又は構成員の変更、入札書類の再提出、さらには再入札の手続等をとってそのような者に参加の機会を与えることまでを要求しているものと解する

ことはできない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

4 複数者による入札を条件としなかったことについて

苦情申立人は、競争性確保の必要性が高い本事業において、二者以上の入札者の確保が落札条件とされていなかったことは、協定第7条第3項（a）に違反するとともに、協定第16条第1項のいう「調達の効果を減殺するような措置」に当たり、同規定に違反すると主張する。

この点、3で述べたとおり、協定第7条第3項（a）は、「公開入札の手続とは、関心を有するすべての供給者が入札を行うことのできる手続をいう」としているにすぎず、同規定が一者入札の回避を条件とすることまでを要求していると解することはできない。

また、協定第16条第1項のいう「調達の効果を減殺するような措置」は、その後の注書きに「国内の開発の奨励又は国際収支の改善のために利用する措置をいう」と記載されているように、苦情申立人の主張を根拠づける規定とはいえない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

5 構成員の指名停止による応募グループの入札参加資格喪失について

苦情申立人は、第二次審査資料提出から開札までの間に一部の構成員の指名停止により応募グループ全体の参加資格を喪失させる本件入札説明書の規定は、入札参加資格を必要以上に限定しており、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ.2.4（2）並びに調達措置Ⅲ.2.4（5）に違反すると主張する。

この点につき、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ. 2. 4（2）は、「入札の手續への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するために不可欠なものに限定」とし、また調達措置Ⅲ. 2. 4（5）は、「如何なるときも供給者が資格を得られる機会を与える」としている。

これに対し、本件入札説明書4.（2）③の規定は、全ての入札参加者に適用され、契約履行能力にかかわらず、いかなるときも、構成員に反社会的行為を行った者がいるグループについては、グループとして入札に参加している以上、全体として資格を失わせる必要性があるとの観点から設けられた規定と解することができる。そもそも、入札手續の透明性及び公正性並びに国民の信頼を確保する観点から、入札手續にかかわって社会的不正を行った者及び当該者を含むグループに対してどのような措置を取るかは、各国政府や調達機関の政策的判断にゆだねられている問題であり、それゆえ、当該措置が、参加者から恣意的にその資格をはく奪するようものでない限りは、これらの者を不当に差別するものとはいえない。よって、構成員の指名停止を理由としてその参加するグループ全体の資格を喪失させた関係調達機関の措置は、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ. 2. 4（2）並びに調達措置Ⅲ. 2. 4（5）の規定に反するものではない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

6 構成員の変更を原則認めないという本件入札説明書の参加資格要件について

苦情申立人は、第二次審査資料提出から開札までの間に構成

員の変更等を認めないという本件入札説明書の参加資格要件は、参加資格を必要以上に限定するものであり、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ.2.4（2）並びに調達措置Ⅲ.2.4（5）に違反すると主張する。

この点につき、本件入札説明書4.（1）④の規定は、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）の規定¹に基づき、入札手続の迅速かつ公正な実施という観点から、一度入札手続が開始された以降は、事情の如何を問わず、提案内容の事後的な修正及び変更にあたる構成員の変更は原則として認められないものの、応札の機会をより幅広く保障し、国民経済上より望ましい落札結果を確保するため、関係調達機関の判断により、第二次審査資料提出日までは構成員の変更を認める余地を設けることが適当であるとの観点から設けられた規定と解することができる。本件入札説明書の上記規定は、特定の者を不当に差別する趣旨に基づくものとはいえず、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ.2.4（2）並びに調達措置Ⅲ.2.4（5）の規定に反するものではない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

7 構成員の変更等，個別的事情を考慮した運用がなされなかったことについて

苦情申立人は、個別的事情の考慮なしに期間の猶予や構成員変更等の機会を認めず、苦情申立人グループの競争参加資格を喪失させた運用は、関係調達機関の裁量権行使の合理的範囲を逸脱しており、協定第8条（b）及び調達措置Ⅲ.2.4（2）

¹ 会計法第29条の5第2項「入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。」

並びに調達措置Ⅲ. 2. 4 (5) に違反すると主張する。

一方、関係調達機関は、NTTデータに対する指名停止措置、同社を構成員とする苦情申立人グループの参加資格の喪失については、それぞれ別の手続として、各々の規定に従ったものと主張する。

この点、本件入札説明書の規定は、5及び6で述べたとおり、協定等の規定に反するものではない。また、かかる規定に沿ってグループの入札参加資格を喪失させたことについては、関係調達機関が主張するように、他の政府調達の事例においても通例のこととして認識されてきたことであり、会計法や予決令以下の関係法令及び本件入札説明書の解釈及び運用としても、特段不合理なものとは認められない。よって、本件において、苦情申立人が主張する様々な事情を考慮しないで、苦情申立人を含むグループの競争参加資格を喪失させ、構成員の変更等も認めなかった関係調達機関の措置は、協定第8条(b)及び調達措置Ⅲ. 2. 4 (2) 並びに調達措置Ⅲ. 2. 4 (5) の規定に反するものではない。

したがって、苦情申立人の主張は採用できない。

8 結論

以上の次第であるから、本件入札手続が協定及び調達措置に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず、また、その他の苦情申立人の主張については、協定及び調達措置と直接関係のないものであって採用できない。

平成22年9月7日

政府調達苦情検討委員会

委員長 田 中 康 久

委員長代理 高 橋 滋

委員 岩 澤 雄 司

委員 大 橋 真由美

委員 木 村 崇 之

委員 友 寄 隆 信

委員 新 村 保 子